資料８

介護職員処遇改善加算の執行について留意事項

（１）賃金改善実施期間について

平成２５年度介護職員処遇改善加算
加算算定期間　　平成２５年４月サービス提供分～平成２６年３月サービス提供分
賃金改善実施期間　　下図①②③④のうち各事業所において届出している期間

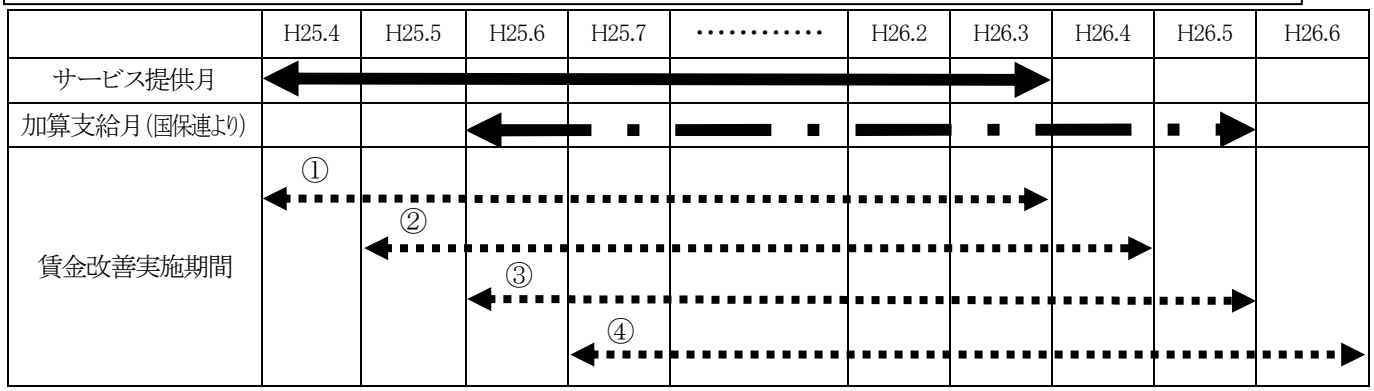

平成２５年４月サービス提供分～平成２６年３月サービス提供分の介護職員処遇改善加算の総額を上回る金額を賃金改善実施期間に、賃金・給与の増加分として支給しておかなければなりません。

・賃金改善実施期間とは、実際に介護職員の賃金改善を行った（賃金を支払った）期間をいいます。賃金の支払が月末締め翌月１０日支払の場合、この「翌月」が賃金改善実施期間の中にはいっていなければなりません。

・平成２５年４月サービス提供分～平成２６年３月サービス提供分の介護職員処遇改善加算の金額は、香川県国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」を参考に確認してください。なお、国保連合会から送付されるお知らせの「○月分」は、「○月審査分」という意味です。例えば４月サービス提供分（５月請求分）は、５月分（５月審査分）としてお知らせされます。

（２）対象職員及び対象経費について

加算による賃金改善の対象となる介護職員は、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者です。他の職種のみに従事している者は対象になりません。

対象となる経費は、介護職員の賃金改善に限られますので、他の用途（消耗品費等）及び介護職員以外の賃金等には充当できません。また、賃金・給与（労働の対価）に区分されるものに限られますので、労働の対価部分でない役員報酬、食事補助、制服支給、資格取得経費などにも充当できません。

（３）その他注意事項

・「介護職員処遇改善加算」と「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算（障害福祉サービス）」の両方の算定を受けている事業所において、重複して改善額を実績報告に計上（例　職員Ａに一時金 100,000 円支払った→介護にも障害にも改善額 100,000 円と報告）しないように注意してください

・改善額に計上できる法定福利費は、**賃金改善額に応じた事業主負担の増加分であり、当該職員の法定福利費全額ではありません。また、本人負担分は含みません。**

実績報告について

介護職員処遇改善加算については、毎年各事業年度における最終の加算の支払のあった月の翌々月の末日までに各指定権者に提出することになっています。平成２５年度介護職員処遇改善加算の実績報告は、書類差替えの期間も考慮し、**平成２６年７月中旬までに**提出するようにＨＰ等でお知らせします。